

INFORMATION NOW

インフォメーション・ナウ

水富地区住居表示整備事業

新しい町名は広瀬一丁目～三丁目を予定

市では、住みよいまちづくりを目指して、皆さんの日常生活に密接にかかわる住所の表示を分かりやすくするため、住居表示の整備に取り組んでいます。本年度は、水富地区第二期として、大字上広瀬および下広瀬のそれぞれ一部、約88haの区域について、11月に実施する予定です。

第二期の実施区域は

今回の実施区域は、「広瀬東一丁目～四丁目」および「つつじ野」の西側にあたる、大字上広瀬および下広瀬の各一部、面積約88haの区域です。実施に伴い新たに3つの町が誕生し、

新しい町の名称(案)は

新しい町名の案は「広瀬一丁目～三丁目」です。これは、区域内に住むかたがたの意向を踏まえ、市長の諮問機関である住居表示整備審議会での調査・審議を経て決まったものです。今後は、法の定めによる公示のあと、市議会の議決、県知事への報告・届け出などの手続きを経て、11月に新しい町名として誕生する予定です。

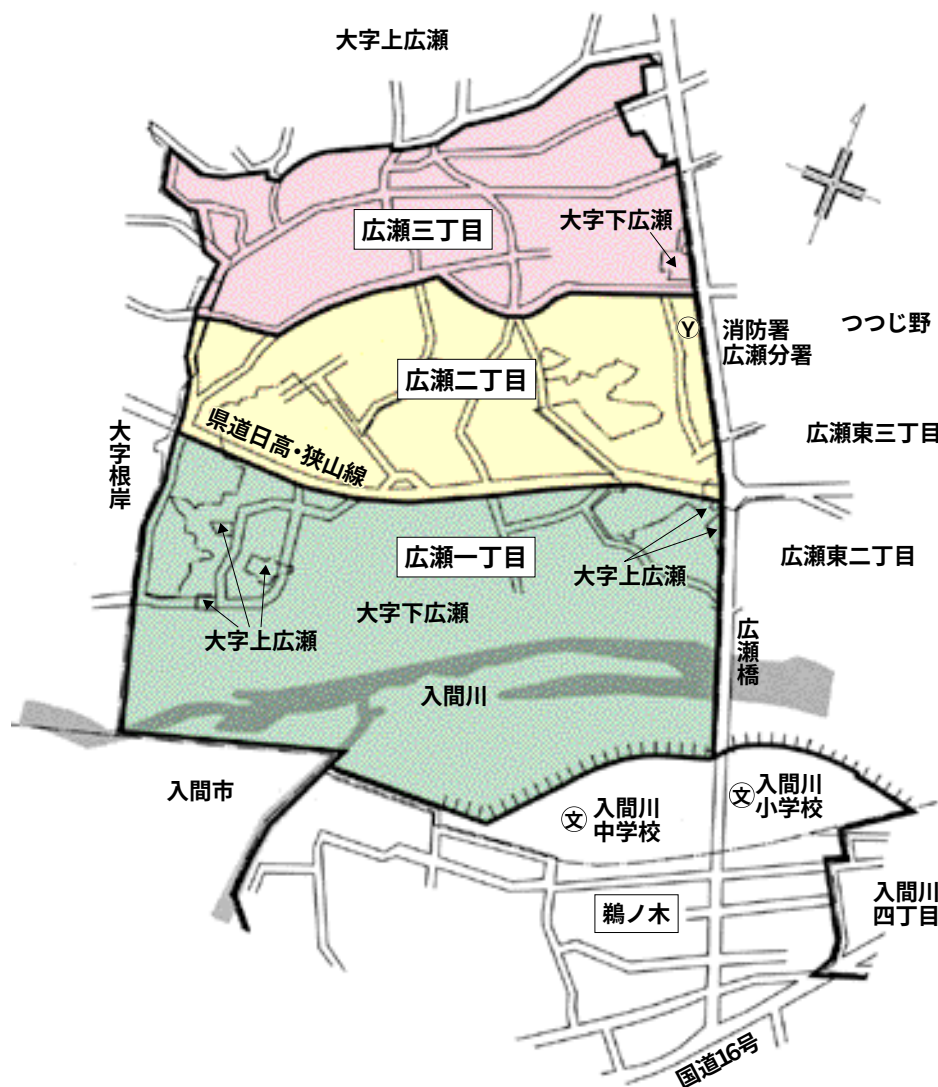
公衆

4月10日から「町の区域および名称の変更に係る案」について公示を行います。この案に異議がある場合は、公示された日の翌日から30日以内に、定められた手続きで変更請求ができます。

※住居表示実施に伴う住所変更手続きなど、詳しくは実施前に説明会などでお知らせし、実施区域内の全世帯・事業所には「手続きのしおり」を配布します。また、家庭や事業所で住所の入った印刷物などを作成する際は、数量にご注意ください。

●問い合わせ

都市計画課へ内線2216



マルチウインドウ

VOL.76

狭山市長
町田 潤一

似顔絵・小田 悦望 氏作



MULTI WINDOW

桜花咲き競う頃となりました。平成7年度から人間川の堤に植え続けている染井吉野などの桜は、すでに600本を越え、人間川周辺に桜並木を機軸にして自然景観や歴史、文化などを活かして人々が集える空間を形成する「人間川シーヌ構想」もいよいよ本格的な開花の季節を迎えようとしています。

昔から人々の暮らしは、河川の周辺から芽生え、発展してきたと言われています。21世紀を迎えた今日、私は狭山のまちづくり「川」とその周辺の素晴らしい環境を有効に活かして参りたい

と考えています。これからますます複雑化、高度化する私たちの社会では、家族や友人と自由に過ごせる都市空間が欠かせません。そこは、人々の心に安らぎをもたらす、新たな活力の源泉ともなることでしょう。

21世紀の都市づくりにあたっては、機能性や経済性を重視したこれまでのまちづくりを見直し、暮らしやすさや自然との共生に重点を置いたまちづくりを進めるとともに、地震などの災害から人々の生命や財産を守る視点からの都市づくりを進めることが大切です。

狭山市駅周辺から人間川にいたる都市空間を連続的にとらえ、そこに

人々が集まり、にぎわいと魅力にあふれる街をつくり、母なる川「人間川」とその周辺に市民の皆様が集い、憩うことのできる都市を創造したいと考えています。

追記 新聞などの報道ですでに市民の皆様にはご承知のことと存じますが、私は、只今病氣療養中であり、皆様には、大変ご心配をおかけした上に、多くの方々から励ましをいただき、厚く感謝をいたしております。お陰様で症状も快方に向かっており、一日も早く職場に復帰し、市政推進のために努力をするつもりですので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

行政
ガジェット

● 勤労者住宅資金融資制度を充実します

勤労者の持ち家の取得を助成するため、4月1日から融資限度額を1千200万円から2千万円(有担保)に引き上げ、返済期間を25年以内から30年以内に延長しました。(市民部・商工課)

● 中小企業のISOなどの認証取得の支援します

市内の中小企業者が、より高水準の品質・環境・衛生状況を求め、ISOシリーズ(国際標準化機構)、HACCP(ハザード・危害分析重要管理点方式)などの認証を取得しようとする活動を「狭山市中小企業ISO等認証取得資金融資制度」を設け支援します。(市民部・商工課)

● 「市長への手紙」のインターネット版ができました

いままでも郵送で受け付けていた、市政へのご意見をいただく「市長への手紙」を狭山市の公式ホームページからも受け付けできるようになりました。ご家庭のパソコンなどのほかロビー端末からもご利用できます。<http://city.sayama.saitama.jp>(企画総務部・広報課)

● 「広報さやま」が一層環境にやさしくなりました

「広報さやま」は環境に配慮し、4月10日号から100パーセント再生紙を使用し、リサイクルしやすいようホチキス留めを廃止しました。(企画総務部・広報課)

問い合わせは各担当課へ

市税等納期一覧表

納期限に納められないときは、納税相談を受けてください。

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期	5月1日	31日	30日	31日	31日	10月2日	31日	30日	25日	31日	28日	4月2日
市県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期				3期		4期		
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
国民年金保険料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

問い合わせ収税課へ内線1071・1072

市税
Q&A

Q・4月10日に狭山市ナンバーの原付バイクを友人に譲り、市役所で名義変更手続きもしました。軽自動車税納税通知書はどちらへ送付されますか。

A・原付バイクなど、軽自動車税の税金は毎年4月1日の所有者に課税され、一年間の税額を納めていただくことになっています。平成13年度の納税通知書は譲渡した友人宛ではなく、あなたに送付されます。送付は5月上旬で納期限は5月31日です。

問い合わせ市民税課へ内線109